

「えきまち空間」におけるエリアマネジメントの支援業務

公募型プロポーザル方式実施要領

平成 31 年 4 月

神戸市

## I 業務概要

---

### 1. 背景と目的

神戸市（以下「本市」という。）では、平成 27 年 9 月に神戸の都心の未来の姿[将来ビジョン]及び三宮周辺地区の『再整備基本構想』を策定し、「えき」（6つの駅とバス乗降場）と「まち」を一体的につなぐ神戸の象徴となる新しい駅前空間「えき~まち空間」を実現することを示した。また、「えき~まち空間」の核として三宮交差点を中心にフラワーロードと中央幹線の一部において人と公共交通優先の空間「三宮クロススクエア」を創出し、他都市にはない神戸の玄関口にふさわしい都市空間を目指していく。

平成 30 年 9 月には、「えき~まち空間」の実現に向けて官民共通の具体的な目標像などを示す、神戸三宮「えき~まち空間」基本計画を策定した。今後は、基本計画に基づき官民連携しながら事業を進めるとともに、市民・民間事業者・行政などの多様な関係者の協働によって 公共空間の利活用・管理運営を行う「エリアマネジメント」の取り組みを進めることとしている。

本業務では、「えき~まち空間」におけるエリアマネジメントの実現に向けて、関係者の気運醸成を行うとともに、エリアマネジメント体制の構築に向けた意見交換や検討を行い、エリアマネジメント組織の立ち上げを目指すことを目的とし、次の通り募集を行う。

### 2. 業務名

「えき~まち空間」におけるエリアマネジメントの支援業務

### 3. 業務内容

別添「「えき~まち空間」におけるエリアマネジメントの支援業務特記仕様書」による。

### 4. 委託期間

契約締結日の翌日から平成 32 年 3 月 31 日まで

### 5. 選定方法

「えき~まち空間」におけるエリアマネジメントの支援業務事業者選定委員会において、提案書及びプレゼンテーションを総合的に評価し、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる提案者を選定する。

選定された提案者には通知書を発送し、選定されなかった者にはその旨を記載した書面を発送する。なお、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

### 6. 提案上限額

6,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。

### 7. その他

- (1) 別業務として発注を予定している「「えき~まち空間」景観デザインコード作成業務（仮称）」において、「三宮クロススクエア」やさんきたアモーレ広場等の公共空間の使い方を検討するため、必要に応じて検討内容や進捗状況の共有などの連携・調整を行うこと。
- (2) 本契約の履行結果が良好な場合、本契約に直接関係する以下の業務について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがあるものとする。ただし、予算措置が必要なことから業務の継続委託を確約するものではない。

・平成 32 年度以降に発注が予定される、エリアマネジメント組織の支援及び運営に関わる業務

## II 応募要領

### 1. 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- ①代表者及び役員に破産者又は禁固刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者でないこと。
- ③本市が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員として又は実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4の規定により、神戸市から一般競争入札の参加資格を取り消されている団体でないこと。
- ⑥神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の措置を受けている団体でないこと。

### 2. 参加資格の審査

- (1) 本提案競技へ参加を表明しようとする者（以下「参加者」という。）は、次の書類を提出しなければならない。

参加意向表明書【様式1】

- (2) 提出期限までに参加意向表明書を提出しない者、又は参加資格がないと認められたものは、提案競技に参加することができない。

### 3. 提案の手続き等

- (1) 担当部局

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号（三宮ビル東館6階）

神戸市都市局都心再整備本部都心再整備部 都心三宮再整備課 担当：辻、富田

TEL 078-322-6935（直通）

FAX 078-222-1605

E-MAIL ekimachi@office.city.kobe.lg.jp

- (2) 事業者選定までのスケジュール

#### ①全体スケジュール

内容	期日等
実施要領等の交付	平成31年4月10日（水）～4月25日（木）
質問書の受付	平成31年4月10日（水）～4月16日（火）
質問書への回答	平成31年4月19日（金）
参加表明書の受付	平成31年4月19日（金）～平成31年4月25日（木）
提案書類の受付	平成31年5月16日（木）
選定委員会開催日	平成31年5月23日（木）
選定結果の通知・契約の締結	平成31年6月上旬

②仕様書等の交付期間及び交付場所

交付期間：平成31年4月10日（水）～4月25日（木）

ただし、執務時間外、及び土日・祝日等の休日は交付しない。

交付場所：（1）に同じ

本市のホームページよりダウンロード可

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/urban/kobetoshin/eki-machi.html>

③質問受付、回答期間

質問受付期間：平成31年4月10日（水）～4月16日（火）（必着）

質問提出方法：持参、郵送、電子メール

質問回答：平成31年4月19日（金）

質問回答方法：本市ホームページで公表

④参加表明書の受付

提出期限：平成31年4月19日（金）～平成31年4月25日（木）

提出場所：（1）に同じ

提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る）による

提出部数：1部 【様式1】

⑤提案書等の提出

提出期限：平成31年5月16日（木）

提出書類：以下の書類を提出すること

ア 提案書表紙【様式2】

イ 業務経歴（会社概要）【様式3】

ウ 担当者の業務実績（同種・類似業務の実績等）【任意様式】

エ 業務実施方針、業務フロー、工程計画【任意様式】

オ 業務実施体制（配置担当者の業務内容等）

カ 業務提案書【任意様式】

- 1 地域特性や「えきまち空間」の段階的な整備を踏まえた、エリアマネジメント体制構築へのロードマップ（関係者の気運醸成の手法も含む）
- 2 エリアマネジメント組織の体制（組織構成や事務局を担い得る人材など）
- 3 エリアマネジメント組織立ち上げ後の進め方（財源の確保策・運営方法・活動内容等）
- 4 平成32年度以降のエリアマネジメント組織への関わり方
- 5 本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、効果的と考える事柄があれば提案すること。

キ 見積書・積算根拠【任意様式】

提出場所：（1）に同じ

提出方法：持参、郵送による

提出部数：【提案を行う場合】（提案書）正本1部、副本7部

【辞退する場合】 辞退届1部

⑥選定委員会開催日（プレゼンテーション開催日）

開催日：平成31年5月23日（木）

場所及び時刻等については、別途通知する。

⑦評価基準

評価項目	評価の視点	配点
企画提案	① エリアマネジメント体制の構築へのロードマップに関して、「えきまち空間」の段階的な整備に対応した提案となっているか。	10
	② 関係者の気運醸成に関して、三宮駅周辺の地域特性を踏まえ、企業や地域団体などの地元の気運を高め、意見を汲み取れるような手法の提案となっているか。	15
	③ エリアマネジメント組織の体制に関して、組織構成・事務局を担い得る人材が、妥当かつ現実的な提案となっているか。	15
	④ エリアマネジメント組織立ち上げ後の財源の確保策や運営方法、活動内容等について、継続性があり現実的な提案となっているか。	15
	⑤ エリアマネジメント組織の立ち上げ後も、一定の期間関わることができるか。またその関わり方がエリアマネジメント組織の発展に有効な提案になっているか。 ※プロポーザル実施要領の1業務概要7.その他(2)参照	10
独自提案	⑥ 提案に特に優れた点、又は仕様書に付加すべき点があるか。	10
業務遂行力・実績	⑦ 今年度行う業務のスケジュールは実現可能なものとなっているか。	5
	⑧ 神戸市内で地域に根ざしたまちづくり等の業務を行ったことがあるか。	5
	⑨ 過去に、多様な関係者によるエリアマネジメント組織の立ち上げもしくはそれに類する業務を行った実績があるか。	15
合計		100

※プレゼンテーション審査は、最良の提案をした者を選定するものであるため、仕様の内容は提案された内容を基本とするが、神戸市と協議の上業務に係る仕様を確定し、神戸市の各種規定に基づき契約手続きを行う。協議には、企画提案の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更を含むとともに、受託候補者が辞退または協議が不調の際には、事業者選定委員会の結果における上位の者から順に契約に向けての協議を行うものとする。

※上記評価基準により評価を行った結果同点となった場合、企画提案の合計得点が高い者を上位とする。

※参考見積もりの内容は、評価の対象外とする。

⑧失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ・選定委員に対して、直接・間接問わず故意に接触を求めること
- ・他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ・事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

#### ⑨選定結果

選定結果は、平成 31 年 6 月上旬に全ての提案者に書面で通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

#### 4. その他

##### (1) 提案に要する費用、条件等

- ・企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ・採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ・全ての企画提案書は返却しない。
- ・提出された企画提案書は、審査・業者選定の用途以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）
- ・期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ・参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ・提案者が 1 者であっても本提案競技は実施し、審査の結果業務を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を契約の相手方として選定する。

##### (2) 提出先、問い合わせ先

〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 1 2 号（三宮ビル東館 6 階）

神戸市都市局都心再整備本部都心再整備部 都心三宮再整備課

TEL 078-322-6935（直通）

FAX 078-222-1605

E-MAIL ekimachi@office.city.kobe.lg.jp